苅田町監査委員公告第３号

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和７年４月３０日

苅田町監査委員　片　山　博　則

同　　岩　谷　　潔

１．監査の種類

財政援助団体等監査（令和７年２月28日付　苅田町監査委員公告第２号公表分）

２．講じた措置の内容等

(ア)財政援助団体名　　一般社団法人　苅田まちづくり観光協会

(イ)措置状況等　　下記のとおり

監査の結果（指摘事項）	措置状況等
① 小口現金の出納に関する基準等が整備されていない。 ② 慶弔費を対象経費にしているが、要綱には対象経費として規定されていない。	① 小口現金の出納時は「経理担当が出納伝票を起票し、事務局長承認印を押印したものを出納する」基準に変更する。 ② 令和５年度の慶弔費については、観光協会の自主財源からの支出であった

	が、事務処理を誤って助成金充当額として計上し、実績報告書を作成した。今後は、このようなことが起こらないように、確認者を増やすなどして、チェック体制を強化し、再発防止に努める。